

平成28年10月25日

【照会先】

関東信越厚生局 指導監査課
課 長 中嶋 敏和
課 長 補 佐 新井 寿実

(電話) 048(612)7508

関東信越厚生局指導監査課における文書の誤送付について

関東信越厚生局（局長 三宅 智）は、関東信越厚生局指導監査課（課長 中嶋 敏和）において発生した個人情報を含む文書の誤送付について、下記のとおり、その事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

このような事態を招いたことについて深くお詫び申し上げますとともに、今後このようなことがないよう万全を尽くしてまいります。

記

1 概要

関東信越厚生局指導監査課（以下「指導監査課」という。）において、保険医療機関届出事項変更（異動）届（写し）等（以下「変更届等」という。）の送付にあたり、A保険医療機関及びB保険薬局に対して、送付すべき文書を入れ違えて郵送するという事案が発生した。

※ 変更届等には、保険医療機関名、保険薬局名、保険薬局コード、開設者名、所在地、担当者氏名、代表者印、勤務保険医の氏名、勤務形態及び担当診療科等が記載されている他、保険医登録票（写し）及び医師免許証（写し）が添付されており、医師の氏名、生年月日、性別、本籍地、保険医登録記号番号、医籍番号及び登録年月日が記載されている。

なお、生年月日、性別、担当者氏名、本籍地及び医籍番号等以外は公表されている。

2 事実経過

(1) 平成28年10月18日、指導監査課は、A保険医療機関から「B保険薬局の変更届等が送付されている。」、また、B保険薬局から「A保険医療機関の変更届等が送付されている。」との連絡を受けた。

(2) 同日、指導監査課において、今回の事案が発生した経過等事実関係を確認

するとともに、A保険医療機関に連絡をしたところ、18日中に指導監査課に赴く予定があるとの申し出があり、来課された際に謝罪をし、B保険薬局の変更届等を回収した。A保険医療機関へ送付すべき書類については、19日再来課された際に手交した。

(3) B保険薬局については、18日、訪問し謝罪のうえ、A保険医療機関の変更届等を回収し、B保険薬局へ送付すべき書類は郵送で良いとの申し出を受け、19日に郵送した。

3 再発防止策

(1) 指導監査課においては、平成28年10月19日、課長から職員に対し事実の概要を説明し、各種発送業務においては、発送手順書に基づき、宛名及び封入物の確認作業は職員を含めた2名以上でダブルチェックを行うこと、また、確認作業後には「発送作業管理書」を作成することの徹底を指示した。

(2) 関東信越厚生局指導部門においては、平成28年10月25日に指導総括管理官から指導部門の全職員に対し、文書により本事案を周知のうえ、再発防止の徹底を指示した。

(3) 関東信越厚生局においては、平成28年10月25日に関東信越厚生局長から全職員に対し、文書により本事案を周知のうえ、誤発送の防止を含め適切な事務処理の徹底を指示した。